

「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」 の活用事例

「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」は、事業主等が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備や適切な雇用管理のための特別な措置を行う場合に、予算の範囲内で助成金を支給することで、一時的な経済的負担を軽くし、障害者の雇用の促進や継続を図ることを目的としています。

今回は、これらの助成金を効果的に活用した事例を紹介します。

事例 1

～車いすの従業員の負担を軽減するための 附帯施設の整備～

【障害者作業施設設置等助成金（第1種作業施設設置等助成金）】

身体障害者（運動機能・移動機能障害2級）のTさんは、A社の製造部にパソコン入力業務の担当として採用されました。Tさんは杖や車いすを使用するため、自動車で通勤していましたが、A社の駐車場は砂利で段差があるため、乗り降りや移動が困難でした。また、事務所やトイレのドアが開き戸だったため、入退室も一人では困難な状況でした。さらに、トイレに手すりがないため使用時に不安を感じていました。



そこでA社は、Tさんが使用する駐車場部分の舗装・段差解消工事を行い、事務所とトイレのドアをスライド式に改修しました。また、トイレに手すりを設置しました。

その結果、Tさんは通勤および事務所内の移動が一人できるようになり、円滑に勤務できるようになりました。

事例 2

～聴覚障害者のための手話通訳者の委嘱～

【障害者介助等助成金（手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金）】

聴覚障害者のKさんは事務職として勤務しており、上司や同僚とは筆談でやりとりしながら業務を行っています。しかし、週1回のミーティングでは口頭で協議や指示が行われるため、配付資料以外の内容が理解できず、業務に支障をきたしていました。

そこで手話通訳者にミーティングに同席してもらい、通訳してもらうことで内容を理解し、業務を円滑に進めることができるようになりました。また、社内で開催する手話勉強会の講師として手話通訳者に来てもらい、筆談以外にもコミュニケーションがとれるよう会社全体で手話への理解を進めています。



事例 3

～通勤の負担を軽減するための駐車場の賃借～

【重度障害者等通勤対策助成金（駐車場の賃借助成金）】

C社に在職中のBさんは両足にしびれを覚え病院を受診したところ、^{せきついこうそく}脊椎梗塞との診断を受け入院することになり、退院時には、生活や移動に車いすを必要とする身体障害者（2級）となっていました。退院して復職を考えましたが、これまで通り通勤時に公共交通機関を利用すると、自宅と最寄り駅の間にある急こう配の移動と、混雑時の電車の乗り換えが課題であることがわかりました。

そこでC社は、Bさんがアクセル・ブレーキを手動式に改造した車を運転していたこともあり、助成金を活用して事業所近くの駐車場を借り上げることで、Bさんが車通勤を開始することにしました。



その結果、Bさんは自力で通勤できるようになりました。また、リハビリ期間を経て復職したBさんは、復職前と同じ管理職として活躍しています。

事例 4

～助成金と市の制度を併用した継続的な通勤支援～

【重度障害者等通勤対策助成金（重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金）】

D社で事務の仕事に就いているNさんは視覚障害があり、一部在宅勤務を行っています。出勤日には電車とバスを乗り継いで片道80分かかる距離を通勤するのですが、通勤には障害福祉サービスの同行援護が利用できませんでした。

そのため、助成金と市の重度障害者等就労支援特別事業による支援を併用し、通勤時の支援を受けることにしました。

この制度を併用すると、年度ごとに最初の3カ月間は助成金、残りの期間は市の特別事業を利用して継続して支援を受けることができるため、会社の費用負担も少なく、必要な支援を受けながら通勤することができるようになりました。



※支給にかかる要件や申請の期限などの詳細は、JEED都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）にお問い合わせください。
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

